

ハラスメント防止のためのガイドライン

制定 2025 年 5 月 7 日

このガイドラインは、龍谷大学「ハラスメントの防止等に関する規程」第3条の2に基づき、ハラスメントになり得る言動を例示するものです。

ハラスメントとは

「ハラスメントの防止等に関する規程」では、「ハラスメント」とは、教育、研究若しくは学生活動又は就労（以下「諸活動」といいます。）に関連して、行為者の意図にかかわらず、不適切な言動により相手方に不利益若しくは損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害すること、と定義しています。

また、その中でも代表的なハラスメントとして、「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント」の4つを挙げています。

代表的なハラスメントの定義と、ハラスメントになり得る言動の例は、次のとおりです。

1. セクシュアル・ハラスメント

諸活動に関連して行われる相手方の意に反した性的な言動により、相手方に不利益を与え、又は諸活動の環境が害されることをいいます。

【ハラスメントになり得る言動の例】

- 教員や上司、先輩などが、成績や卒業、評価や昇進などの利益又は不利益を条件として性的な働きかけをする
- 望まないのに、寄りかかったり、胸部や臀部を触ったり、肩に手を掛けたり、髪を触ったりする
- 望まないのに、口頭、電話、メール、SNS、手紙などで執拗に交際を迫ったり、つきまとったりする
- 身体を上から下まで長い間じろじろ眺めたり、目で追ったりする
- 雑誌等のわいせつな写真、記事等をわざと見せたり、読んだりする
- 酒席で、指導教員、上司等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要したりする
- スリーサイズを聞くなど、身体的特徴を話題にする
- 性的な経験や性生活について質問する
- 性に関する悪質な冗談やからかいをしたり、返答に困るような性的な冗談を言ったりする
- 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」「もう更年期か」などと言う
- 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」「女性は職場の花でありさえすればいい」などと言う
- 性的指向や性自認などを嘲笑したり、本人の同意なく公にしたりする
- 「ホモ」「オカマ」など、人格を認めない呼び方をする

2. アカデミック・ハラスメント

教育又は研究に関連して行われる、優越的な関係を背景とした言動であって、教育又は研究上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に不利益を与え、又は教育若しくは研究の環境

が害されることをいいます。

【ハラスメントになり得る言動の例】

- 文献、図書や機器類を使わせないという手段で、教育・研究活動を妨害する
- 本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを押しつける
- 学生に対して侮蔑的なことを言ったり、指導上差別したりする
- 指導や研究を進める上で、相手を傷つけるネガティブな言動を行い、精神的に虐待する
- 卒業、修了の判定基準を恣意的に変更して留年させるなど、卒業、進級を妨害する
- 指導教員の変更を申し出た学生に、それを理由に退学を迫る
- 「放任主義だ」などと言って、必要な研究指導やアドバイスをしない
- 教員が、自分が求める実験データを出してこない学生に対し、厳しく指導して追い詰め、実験結果の改ざんを行うよう仕向ける
- 職務上知りえた学生の個人情報を他の教員や学生に告げてまわり、結果として大学での居心地を悪くさせる

3. パワー・ハラスメント

学生活動又は就労に関連して行われる、優越的な関係を背景とした言動であって、学生活動又は就労上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に不利益を与え、又は学生活動若しくは就労の環境が害されることをいいます。

【ハラスメントになり得る言動の例】

- 書類で頭を叩いたり、書類やものを投げつけたりする
- 人格を否定するような罵詈雑言を浴びせる
- 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す
- 人前で無能なやつだと言ったり、土下座をさせたりする
- 相手を罵倒、侮辱するような内容の電子メール等を複数の人宛てに送信する
- 自分の意に沿った発言をするまで怒鳴り続けたり、自分のミスの有無を言わず部下に責任転嫁したりする
- 職場、グループ内で孤立させる
- 業務上明らかに不要なことや、遂行不可能なことを強制する
- 昇進を妨害する、仕事を取上げる、新しい仕事を与えない、情報を与えないなどの妨害をする
- 気にいらぬ人に対して、嫌がらせのために仕事を与えない
- 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該者の了解を得ずに他の人に暴露する

4. 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント

諸活動に関連して行われる、妊娠若しくは出産又は育児休業、介護休業等の利用に関する言動により、相手方に不利益を与え、又は諸活動の環境が害されることをいいます。

【ハラスメントになり得る言動の例】

- 妊婦検診のために休暇を取得したいと相談した学生や教職員等に、「病院は休みの日に行くものだ」などと言う
- 妊娠した学生や研究者に対し、指導教員などが「子どもをとるか、研究をとるかどっちかにしろ」などと言う

- 育児休業の取得を相談された上司などが「次の昇進はないと思う」「男が育休を取るなんてありえない」などと言う
- 育児短時間勤務をしている人に対し、同僚などが「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している」などと何度も言う
- 介護休業の利用について、同僚などが「自分は利用しないで介護する」「あなたもそうすべき」などと言う

以上はあくまで代表的なハラスメントであり、それ以外にも、飲酒を強要したり、本人の体質や意向を無視して飲酒を勧めたりするアルコール・ハラスメントや、人種や民族、国籍を理由に嫌がらせや不当な扱いを行うレイシャル・ハラスメントなど、ハラスメントになり得る言動は多くあります。

ハラスメントは人間としての尊厳を侵害し、大学における教育、研究、学生活動、就労などの良好な環境を破壊する行為です。ハラスメントのない大学を一緒につくっていきましょう。